

主眼事項及び着眼点（指定短期入所生活介護事業）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	指定短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。	適 ・ 否
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数は、次のとおりとなっているか。	適 ・ 否
(1) 医 師	1人以上となっているか。	適 ・ 否
(2) 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。	適 ・ 否
(3) 介護職員又は 看護職員	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、提供開始前から終了後に至るまでのサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、適切に行われているか。 ・ 勤務表により確認する。 また、事業所独自で作成しているサービス活動表、作業日誌等でも勤務状況を確認する。 ・ 常 勤 当該事業所において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間）に達していることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。 ・ 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 ・ 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等以上の能力を有する者となっているか。 ・ 施設と併設事業所の利用者数とを合算した数について、常勤換算法により必要とされる数となっているか。 <p>(入所者+利用者) ÷ (定数3) = (施設の確保すべき員数+ 指定短期入所生活介護事業所の確保すべき員数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定申請書控 ○ 短期入所生活介護計画 ○ 看護・介護記録 ○ パンフレット等 ○ 勤務表 ○ サービス活動表 ○ 作業日誌等 ○ 免許証 ○ 協力医療機関等との契約書又は確約書 ○ 修了証書 ○ 登録証 ○ 免許証 	<p>法第73条第1項 平11厚令第37号 (以下「基準」) 第120条</p> <p>法第74条第1項 基準 第121条第1項 平11老企第25号 (以下「解釈」) 第2の2(3)</p> <p>基準 第121条第1項第一号</p> <p>基準 第121条第1項第二号</p> <p>基準 第121条第1項第三号</p>	<p>法：介護保険法</p> <p>基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平11厚生省令第37号)</p> <p>解釈：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平11老企第25号)</p>

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
5 機能訓練指導員	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者としているか。 ただし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 この「訓練を行う能力を有する者」は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者であるか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。	適 ・ 否 ・ 資 格 名 ()
6 みなし規定	指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第129条第1項から第6項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、上記1から5に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
7 管理者	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。	適 ・ 否 兼務の有無 有 ・ 無 兼 務 職 種 ()
第3 設備に関する基準		
1 利用定員等	(1) 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。 ただし、基準第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合（空床を利用してショートステイを行う場合）にあつては、この限りでない。 (2) 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営される場合であつて、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満としているか。 (3) 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第131条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、(1)及び(2)に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 資格証が確認できるか。 ・ はり師又はきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	○ 勤務表 ○ 資格証書	基準 第121条第6項 解釈 第3の八の1(3)	
・ 他の事業所、施設等の職務に従事する場合、事業の内容は問わないが、例えば併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられる。	○ 辞令等 ○ 勤務表	基準 第122条	
・ 「併設され一体的に運営される場合」とは、併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合である。	○ 平面図、求積図	法第74条第2項 基準 第123条第1項 基準 第123条第2項 解釈 第3の八の2(1) 基準 第123条第3項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
2 耐火建築物	<p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法第2条第九号の二に規定する耐火建築物）であるか。</p> <p>ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）とすることができる。</p> <p>① 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室等であり、「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p>② 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>イ. 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長）又は消防署長と相談の上、計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</p> <p>ロ. 訓練については、計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。</p> <p>ハ. 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。</p> <p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
3 設備及び備品等	<p>指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けなくても差し支えない。</p>	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ 居室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物については、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>また、居室等を2階又は地階に設ける場合であっても、②に掲げる要件を満たし、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められる場合には、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>・ 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、以下の点を考慮して判断すること。</p> <p>① 主眼事項2の(2)の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。</p> <p>② 日常生活における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。</p> <p>③ 管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めること。</p> <p>④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は、事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。</p> <p>・ 事業所の設備については、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該施設の設備を利用することにより事業所の効果的な運営が図られ、かつ、事業所の利用者及び当該施設の入所者のサービス提供に支障がない場合には、利用者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備について、その一部を設けないことができる。</p>		<p>基準 第124条第1項</p> <p>解釈 第3の八の2(2)</p> <p>基準 第124条第2項</p> <p>解釈 第3の八の2(3)</p> <p>基準 第124条第3項</p> <p>解釈 第3の八の2(4)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	① 居室 ② 食堂 ③ 機能訓練室 ④ 浴室 ⑤ 便所 ⑥ 洗面設備 ⑦ 医務室 ⑧ 静養室 ⑨ 面談室 ⑩ 介護職員室 ⑪ 看護職員室 ⑫ 調理室 ⑬ 洗濯室又は洗濯場 ⑭ 汚物処理室 ⑮ 介護材料室	
	併設事業所の場合にあっては、上記にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（併設本体施設）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の①から⑮に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することは差し支えない。	
	基準第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、着眼点3及び5(1)にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	
4 設備の基準		
(1) 居室	① 1の居室の定員は、4人以下となっているか。 ② 利用者1人あたりの床面積は、10.65平方メートル以上となっているか。 ③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	適・否 適・否 適・否 最小面積の居室 (m ²)
(2) 食堂及び機能訓練室	① それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ② ①にかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所で差し支えない。 (経過措置) 平成12年4月1日現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記(1)の①及び②並びに(2)の規定は適用しない。	合計面積 (m ²) 利用定員 × 3 m ² (m ²) 経過措置 適用・非適用
(3) 浴室	要介護者が入浴するのに適したものか。	適・否
(4) 便所	要介護者が使用するのに適したものか。	適・否
(5) 洗面設備	要介護者が使用するのに適したものか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
なお、事業者が利用する他の施設の当該設備については、本基準に適合するものとなっているか。 ・ 調理室には、食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けているか。 ・ 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りる。 ・ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けているか。		解釈 第3の八の2(8) 解釈 第3の八の2(9) 基準 第124条第4項 解釈 第3の八の2(10) 基準 第124条第5項 基準 第124条第6項第一号 基準 第124条第6項第二号のイ 基準 第124条第6項第二号のロ 基準附則第3条 基準 第124条第6項第三、四、五号	
・ 浴室、便所、洗面所の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するように配慮されているか。			

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
5 その他の構造設備の基準	(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上となっているか。 ただし、中廊下の幅は2.7メートル以上となっているか。 (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。 (3) 階段の傾斜を緩やかにしているか。 (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 (5) 居室等（居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室）が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。 （経過措置） 平成12年4月1日現に存する老人短期入所事業の用に供する施設又は老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、平成12年4月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、上記の規定は適用しない。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否
6 みなし規定	指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第132条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記1から5に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	適 ・ 否
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。	適 ・ 否 説 明 書 等 有 ・ 無 同 意 の 確 認 有 ・ 無
2 指定短期入所生活介護の開始及び終了	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、 <u>一時的に居室において日常生活を営むのに支障がある者を対象に</u> 、指定短期入所生活介護を提供しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出の確保を考慮して定められたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下である。 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかに、表面は粗面又は滑りにくい材料で仕上げるものとなっているか。 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 利用料金等の説明文書 ○ パンフレット ○ 同意に関する記録 	<p>基準 第124条第7項 解釈 第3の八の2(6)</p> <p>解釈 第3の八の2(7)</p> <p>基準附則第3条 解釈準用 (第3の六の2(3))</p> <p>基準 第124条第8項</p> <p>法第74条第2項 基準第125条</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(1))</p> <p>基準 第126条第1項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 重要事項を記した文書に不適切な明文事項はないか。 利用者の同意は、どのように得ているか。書面によって確認することが望ましい。 (重要事項の主な項目) ① 運営規程（概要） ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況（実施の有無、直近の実施年月日、評価機関の名称、結果の開示状況）等 			

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 提供拒否の禁止	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう、必要な援助に努めているか。 指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	適 ・ 否 提供拒否の有 ・ 無 拒否の理由 ()
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	事例の有無 有 ・ 無
5 受給資格等の確認	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	事例の有無 有 無 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 (正当な理由の例) ① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合 		<p>基準 第126条第2項</p> <p>基準第140条 準用(第9条)</p> <p>解釈準用 (第3の一の3(2))</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業者への連絡を行っているか。 利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのようになっているか。 事前に近隣の指定短期入所生活介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。 		<p>基準第140条 準用(第10条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護計画等に、保険者番号、要介護状態区分、有効期間等を記載していることが望ましい。 	○ 短期入所生活介護計画	<p>基準第140条 準用 (第11条第1項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 認定審査会意見とは、指定居宅サービスの適正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係るものである。 		<p>基準第140条 準用 (第11条第2項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。 		<p>基準第140条 準用 (第12条第1項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。 		<p>基準第140条 準用 (第12条第2項)</p>	

短期入所生活介護

主眼事項	着眼点	自己評価
7 心身の状況等の把握	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	事例の有無 有・無
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	適・否
10 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否 書面の種類 ・サービス利用票 ・その他の書面 ()
11 利用料等の受領	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否 適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> サービス担当者会議の開催状況及び当該事業所の出席状況は適切か。 サービス担当者会議が開催されていない場合は、それに代わる手法は適切なものか。 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるため、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護度分布がかかる資料 課題分析票などの居宅介護支援事業者が提出した資料 看護・介護記録等 	<p>基準第140条 準用(第13条)</p> <p>基準第140条 準用(第15条)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の活用は、適正に行われているか。短期入所生活介護計画の作成にあたっては、居宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。 利用者及び事業者が、その時点での支給限度額の残日数やサービスの利用状況を把握するために行うものとなっているか。 利用者が所持する書面（例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者へ交付する利用票）への記録が想定されるが、これに代わる記録票でもよい。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供票 短期入所生活介護計画 居宅サービス計画(1)～(3) 看護・介護記録等 	<p>基準第140条 準用(第16条)</p> <p>基準第140条 準用 (第19条第1項) 解釈準用 (第3の1の3(9)の①)</p> <p>基準第140条 準用 (第19条第2項) 鹿児島県条例</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 定められた利用者負担額（1割～3割相当額）の支払いを受けているか。 割引率の設定を県に届けずに端数処理等不適正な処理を行っていないか。 費用の全額（10割）の支払いを受けているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 金銭台帳の類 請求書及び領収証（控） 介護給付費請求明細書（控） 運営規程 利用料金等の説明文書 	<p>基準 第127条第1項</p> <p>基準 第127条第2項</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>(3) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第一号に規定する食費の基準費用額を限度とする。）</p> <p>② 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第二号に規定する居住費の基準費用額を限度とする。）</p> <p>③ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>⑥ 理美容代</p> <p>⑦ ①から⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 なお、⑦の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取扱われているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>①費用の徴収 有 ・ 無</p> <p>②費用の徴収 有 ・ 無</p> <p>③費用の徴収 有 ・ 無</p> <p>④費用の徴収 有 ・ 無</p> <p>⑤徴収の有無 有 ・ 無</p> <p>⑥費用の徴収 有 ・ 無</p> <p>⑦費用の徴収 適 ・ 否</p>
	<p>(4) 指定短期入所生活介護事業者は、(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ているか。ただし、(3)①から④に掲げる費用に係る同意については、文書で行っているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>同 意 文 書 有 ・ 無</p>
	<p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより領収証を交付しているか。</p>	<p>領収証の交付 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 保険給付の対象外の便宜に係る費用はその実費相当額を利用者から徴収できるが、あいまいな名目による費用の徴収を認めないことから運営規程等に明示されることが必要である。 なお、嗜好品の購入等サービスの提供とは関係のない便宜の供与に関する費用徴収とは区分される。 ①から④までの費用については、居住、滞在及び食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚労省告示第419号）及び厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成27年厚労省告示第99号）の定めるところによるものとする。 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して加算しているか。 「⑥」は、実費相当額。 	<p>○ 運営規程</p>	<p>基準 第127条第3項</p> <p>解釈 第3の八の3(3)②</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわかりやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けているか。 	<p>○ 運営規程</p>	<p>基準 第127条第5項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度でも、月末締めの一括の形でよいが、領収証は負担金の受領の都度に交付しているか。 消費税の取扱いは適正か。 	<p>○ 領収証(控)</p>	<p>法第41条第8項</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について利用者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	適 ・ 否
12 保険給付の請求のための証明書の交付	指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適 ・ 否 償 還 払 い 有 ・ 無 証 明 書 の 交 付 有 ・ 無
13 指定短期入所生活介護の取扱方針	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。	適 ・ 否
	(3) 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。 (身体拘束禁止の対象となる具体的行為) ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額（それぞれ個別の費用ごとに区分） 明細の項目等が利用者にわかりやすいものとなっているか。 	○ 領収証(控)	規則第65条	
<ul style="list-style-type: none"> 償還払いとなる場合、市町村への保険給付の請求を容易に行えるようサービス提供証明書を交付しているか。様式は基本的には介護給付費請求明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の処理が望ましい。 	○ サービス提供証明書(控)	基準第140条 準用(第21条)	
	○ 居宅サービス計画 ○ 短期入所生活介護計画 ○ 看護・介護記録等	基準 第128条第1項 基準 第128条第2項 解釈 第3の八の3(4)① 基準 第128条第3項 解釈 第3の八の3(4)② 基準 第128条第4項	
<ul style="list-style-type: none"> 「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行っているか サービスの提供方法等とは、短期入所生活介護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び日課等も含む。 	○ 看護・介護記録等	平13老発155 (身体拘束ゼロへの手引き)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
	<p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(5) 指定短期入所生活介護事業者は、(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 なお、記録に当たっては、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」などを参考として、適切な記録を作成し、保存しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>記録の管理 有 ・ 無</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ 当該記録は、2年間保存しなければならないこと。</p> <p>・ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じることが望ましい。</p> <p>① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止委員会等）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(委員会検討事項例)</p> <p>① 施設内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制・手続き ④ 施設の設備等の改善 ⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発のための取り組み ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標</p> <p>② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。</p>	<p>○ 身体拘束に関する記録</p>	<p>基準 第128条第5項</p> <p>平13老発第155の6</p>	

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 短期入所生活介護 計画の作成	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 ・ 否
	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。	適 ・ 否
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 なお、短期入所生活介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適 ・ 否
15 介 護	(4) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	適 ・ 否
	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきを行っているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	適 ・ 否
(5) 指定短期入所生活介護事業者は、上記(1)から(4)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	適 ・ 否	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 介護職員の資質向上のため研修の機会等を計画的に設けているか。 <p>(短期入所生活介護計画作成の留意点)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 ② 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付すること。 なお、交付した計画は、2年間保存しなければならない。 ③ 計画の作成に当たっては、居宅計画サービスを考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成するものとする。 ④ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス担当者会議（カンファレンス記録、研修記録）等 ○ 短期入所生活介護計画 ○ 居宅介護サービス計画 ○ 看護・介護記録等 ○ 入所者の要介護度分布がわかる資料 	<p>基準 第128条第6項 (法第73条第1項)</p> <p>基準 第129条第1項 解釈 第3の八の3(5)①</p> <p>基準 第129条第2項 解釈 第3の八の3(5)③</p> <p>基準 第129条第3項</p> <p>基準 第129条第4項 解釈 第3の八の3(5)④、⑤</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 介護サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、在宅生活への復帰を念頭において行うことが基本であり、そのためには、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行っているか。 入浴の実施に当たっては、事前の健康管理で入浴困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めているか。 トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施しているか。 おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所生活介護計画 ○ 看護・介護記録等 ○ サービス担当者会議（カンファレンス記録、研修記録）等 	<p>基準 第130条第1項</p> <p>基準 第130条第2項</p> <p>基準 第130条第3項</p> <p>基準 第130条第4項</p> <p>基準 第130条第5項</p>	

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
16 食 事	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定め、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	適 ・ 否
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適 ・ 否
	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。	適 ・ 否
	(2) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況が明らかにされているか。	適 ・ 否
	(3) 食事の提供に関する業務は指定短期入所生活介護事業者自らが行うことが望ましいが、第三者に委託する場合には、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について事業者自らが行う等、当該事業者の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、当該事業者の最終的責任の下で委託しているか。	適 ・ 否
	(4) 食事提供については、利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該利用者の食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。	適 ・ 否
	(5) 利用者に対しては、適切な栄養食事相談を行っているか。	適 ・ 否
17 機能訓練	(6) 食事内容については、当該事業者の医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	適 ・ 否
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。	適 ・ 否
18 健康管理	指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	適 ・ 否
19 相談及び援助	指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	適 ・ 否
20 その他のサービスの提供	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 生活にメリハリをつけ、生活面での積極性を向上させる観点から、1日の生活の流れに沿って、利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。 調理方法、味付け、盛り付け、配膳等は利用者の嗜好に配慮した食事が提供されているか。 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 献立表 	<p>基準 第130条第6項</p> <p>基準 第130条第7項</p> <p>基準 第131条第1項 解釈 第3の八の3の(7)③</p> <p>解釈 第3の八の3(7)④</p> <p>解釈 第3の八の3(7)⑤</p> <p>解釈 第3の八の3の(7)⑥ 解釈 第3の八の3(7)⑦</p> <p>基準 第131条第2項</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練は、機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果が十分に配慮されているか。 医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定短期入所生活介護事業所での利用者の健康管理状況を把握できるようになっているか。 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図るものとなっているか。 レクリエーション行事については、利用者の家庭環境等を十分踏まえて、日常生活の自立を助けるためのものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 短期入所生活介護計画 ○ 看護・介護記録等 	<p>基準第132条 解釈 第3の八の3(8)</p> <p>基準第133条</p> <p>基準第134条 解釈 第3の八の3(10)</p> <p>基準 第135条第1項 解釈 第3の八の3(8)</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年間行事の記録 ○ 看護・介護記録等 		

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
21 利用者に関する市町村への通知	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適 ・ 否 適 ・ 否
22 緊急時等の対応	(1) 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
23 管理者の責務	(1) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者に、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第9章第4節 運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	適 ・ 否 適 ・ 否
24 運営規程	指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員（第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。） ④ 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の送迎の実施地域 ⑥ サービス利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ その他運営に関する重要事項 〔なお、⑨の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。〕	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者に関し、事業者は、保険給付適正化の観点から市町村に通知しなければならない。 		<p>基準 第135条第2項</p> <p>基準第140条 準用(第26条)</p> <p>解釈準用 第3の一の3(14)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 緊急時において円滑な協力を得るため、事前に利用者の主治医から必要な情報を得ることが必要になる。 協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応できるように、事業所から近距離にあることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 ○ 緊急時の連絡網 	<p>基準第136条</p> <p>解釈 第3の八の3(12)の①, ②</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に行える状況にあるか。 例えば、他の事業所、施設の管理者又は他の業務を兼務している場合、管理すべき事業所数が過剰であると判断されるなど、当該指定短期入所生活介護事業所の管理業務に支障がないといえるかどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他の業務等と兼務している場合それぞれの勤務表 ○ 出勤簿 ○ 組織図等 	<p>基準第140条 準用 (第52条第1項)</p> <p>基準第140条 準用 (第52条第2項)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 変更があった場合、変更届が適正になされているか。 利用定員については、空床利用型の定員は含めない。 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。 サービス利用に当たっての留意事項は、利用者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際の、利用者側が留意すべき事項であり、入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等を指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程 	<p>基準第137条</p> <p>解釈 第3の八の3(13)③</p> <p>解釈 第3の八の3(13)の④, ⑤</p>	

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
25 勤務体制の確保等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしているか。 併設の指定短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成しているか。 空きベッドを利用して指定短期入所生活介護の事業を行う特別養護老人ホームにあっては、当該特別養護老人ホームの従業者について勤務表が作成されていれば差し支えない。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、事業所の従業者以外による提供が可能である。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。	適 ・ 否 実施時期 ()
26 定員の遵守	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して、同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。 ① 第121条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所（空床利用型）にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ② ①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	定員超過有無 有 ・ 無 減算の事例 有 ・ 無
	(2) 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、(1)①及び②に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行っているか。	事例の有無 有 ・ 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計画（予定）表などを作成し、適切なサービス提供に努めているか。 ・ 管理者、機能訓練指導員等が併設本体施設等と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。 ・ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行ってもかまわない。 ・ 運営規程に短期入所生活介護従業者の質的向上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨を明示しているか。 	○ 勤務計画（予定）表	基準第140条 準用 (第101条第1項)	
	○ 勤務表	解釈 第3の八の3(16)イ	
	○ 辞令又は雇用計画書 ○ 勤務表（兼務事業所も含む）	基準第140条 準用 (第101条第2項)	
	○ 職員の研修の記録	基準第140条 準用 (第101条第3項)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県に提出した運営規程に定められている利用定員を超えていないか。 ・ 超えて提供した場合は、減算措置が適正に実施されているか。 ・ 事業者は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合には、事業所の利用定員を超えて指定短期入所生活介護を行うことができるが、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に必要性を認めた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められる場合においても、利用者数を超えて指定短期入所生活介護を行うことが認められる。 この場合、居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行うととしているが、あくまでも、緊急の必要がある場合にのみ認められ、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度に行うものとする。 なお、事業所の利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は、利用定員が40人未満である場合は1人、利用定員が40人以上である場合は2人まで認められるものであり、定員超過利用による減算の対象とはならない。 	○ 前年度入所者管理台帳等 ○ 実績記録の類	基準 第138条第1項 解釈 第3の八の3(14) 基準 第138条第2項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
27 非常災害対策	<p>指定指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に通知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なっているか。</p> <p>なお、「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定短期入所生活介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p>	適 ・ 否
28 衛生管理等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	<p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>特に、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。</p> <p>また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>・ レジオネラ属菌検査 直近の検査年月日 (年 月 日)</p> <p>・ 検査結果(以下に○を付す)</p> <p>不検出 (10CFU/100ml未満)</p> <p>検 出 (10CFU/100ml以上)</p> <p>・ 検出された場合、その対応は適切か。 適 ・ 否</p> <p>・ 検査未実施の場合 検査予定月 (年 月頃)</p>
	(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	適 ・ 否
29 掲 示	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所生活介護従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 鹿児島県条例により定められているもの <ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害に関する具体的な計画は、火災、震災、風水害その他想定される非常災害に関するものであること。 ② 当該具体的な計画の概要を、利用者及び従業員に見やすいように掲示すること。 ③ 地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防計画 ○ 訓練の記録 など 	<p>基準第140条 準用(第103条)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3(6))</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。 (H14.10.18付け高対第406号保健福祉部長通知) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受水槽清掃記録簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 感染予防に関するマニュアル ○ 感染予防に関する職員研修記録 ○ 高齢者保健福祉施設等における浴槽・浴槽水のチェック項目表 ○ 浴槽・浴槽水の衛生管理票 	<p>基準第140条 準用 (第104条第1項)</p> <p>基準第140条 準用 (第104条第2項)</p> <p>解釈準用 (第3の六の3の(7)①,②)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示しているか。 掲示事項の内容が実際に行っているサービス内容と一致しているか。 		<p>解釈準用(第3の六の3(7)③)</p> <p>基準第140条 準用(第32条)</p>	

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
30 秘密保持等	(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適 ・ 否
31 広 告	指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	適 ・ 否
32 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適 ・ 否
33 苦情処理	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する等しているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	適 ・ 否
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市町村の調査等 有 ・ 無 適 ・ 否
	(5) 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 従業者の資質向上を図るための研修会等の機会を利用して周知徹底するなどの対策を講じているか。 具体的には、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。 個人情報を用いる場合は、利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、あらかじめ文書による同意を得ているか。 特に、利用料について保険給付の対象外の便宜に係る費用等その内容が適正か確認する。 苦情処理の相談窓口があるか。 苦情処理体制、手続きが定められているか。 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。 保険者である市町村についても、国民健康保険団体連合会と同様に、指定短期入所生活介護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘密保持に関する就業時の取り決め 利用者の同意に関する記録 広告用パンフレット等 苦情処理に関する記録等 	<ul style="list-style-type: none"> 基準第140条 準用（第33条第1項） 基準第140条 準用（第33条第2項） 基準第140条 準用（第33条第3項） 基準第140条 準用（第34条） 基準第140条 準用（第35条） 基準第140条 準用（第36条第1項） 解釈準用（第3の一の3(25)①） 基準第140条 準用（第36条第2項） 解釈準用（第3の一の3(25)②） 基準第140条 準用（第36条第3項） 基準第140条 準用（第36条第4項） 	

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
34 地域等との連携	(6) 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	国保連の調査 有・無 適・否
	(7) 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否
35 地域との連携	指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	交流の有無 有・無
36 事故発生時の対応	指定短期入所生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。	適・否
37 会計の区分	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	事故の発生 有・無
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適・否
	(3) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	事例の有無 有・無 損害賠償保険 加入・未加入
	(4) 指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	適・否
37 会計の区分	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否
	(2) 具体的な会計処理の方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護計画の作成に反映させているか。(地域の自治会との交流、ボランティアの受入れ等) 「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の連絡体制に関する書類 事故に関する記録 	<p>基準第140条 準用 (第36条第5項)</p> <p>基準第140条 準用 (第36条第6項)</p> <p>基準第139条</p> <p>基準第140条 準用 (第36条の2) 解釈準用(第3の1の3(26))</p> <p>基準第140条 準用 (第37条第1項)</p> <p>基準第140条 準用 (第37条第2項)</p> <p>基準第140条 準用 (第37条第3項)</p> <p>解釈準用 (第3の1の3(27)③)</p> <p>基準第140条 準用(第38条)</p> <p>平13老振発第18号</p>	

短期入所生活介護

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
38 記録の整備	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しているか。 ① 短期入所生活介護計画 ② 基準第19条第2項の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 基準第128条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 基準第26条の規定を準用する市町村への通知に係る記録 ⑤ 基準第36条第2項の規定を準用する苦情の内容等の記録 ⑥ 基準第37条第2項の規定を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	適 ・ 否 適 ・ 否
第5 共生型居宅サービスに関する基準 1 共生型短期入所生活介護の基準	短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設を一体的に運営を行う事業所又は指定障害者施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（以下、「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。 (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であるか。 (2) 指定短期入所事業所の従業員の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であるか。 (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業者その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。	適 ・ 否 適 ・ 否 適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>・ (2)の①, ②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。</p> <p>対象は、併設事業所及び空床利用型事業所に限る。</p> <p>(1) 従業者の員数及び管理者 ① 従業者 指定短期入所事業所の従業者の員数が、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）の数を含めて当該指定短期入所事業所の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。 この場合において、昼間に生活介護を実施している障害者支援施設の空床利用型又は併設型の指定短期入所事業所の従業者については、前年度の利用者の平均障害支援区分に基づき、必要数を配置することになっているが、その算出に当たっては、共生型短期入所生活介護を受ける利用者（要介護者）は障害支援区分5とみなして計算すること。 ② 管理者 指定短期入所生活介護の場合と同趣旨であるため、第3の八の1の(5)を参照されたい。 なお、共生型短期入所生活介護事業者の管理者と指定短期入所事業所の管理者を兼務することは差し支えないこと。</p>	○ 指定短期入所生活介護に関する記録など	<p>基準 第139条の2第1項</p> <p>基準 第139条の2第2項</p> <p>基準 第140条の14</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>(2) 設備に関する基準 指定短期入所事業所の居室の面積が、当該短期入所事業所の利用者（障害者及び障害児）の数と共生型短期入所生活介護の利用者（要介護者）の数の合計数で除して得た面積が9.9㎡以上であること。 その他の設備については、指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。 なお、当該設備については、共生型サービスは要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、要介護者、障害者又は障害児がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から、指定短期入所事業所が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(4) 運営等に関する基準 居宅基準第140条の15の規定により、第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第38条まで、第52条、第101条、第103条、第104条、第120条及び並びに第9章第4節（第140条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用されるものであるため、第3の一の3の(2)から(6)まで、(9)、(11)、(14)、(21)から(26)まで、第3の二の3の(4)及び第3の六の3の(5)から(7)まで並びに第3の八の3の(1)から(15)までを参照されたいこと。 この場合において、準用される居宅基準第137条第3号及び第138条の規定について、指定共生型短期入所生活介護の利用定員は、指定短期入所の事業の居室のベッド数と同数とすること。つまり、短期入所事業所が、併設事業所の場合は指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数、空床利用型事業所の場合は指定障害者支援施設の居室のベッド数となること。例えば、併設事業所で利用定員20人という場合、要介護者と障害者及び障害児とを合わせて20人という意味であり、利用日によって要介護者が10人、障害者及び障害児が10人であっても、要介護者が5人、障害者及び障害児が15人であっても、差し支えないこと。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第6 変更の届出等	(1) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」第131条）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定短期入所生活介護事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、10日以内に、その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否
	(2) 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令（同上）で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を県知事に届け出ているか。	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 ④ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行う場合又は併設事業所において行う場合にあっては、その旨 ⑤ 建物の構造概要及び平面図（当該事業を併設事業所において行う場合、併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む）（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 ⑥ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行うときは、当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは事業開始時の利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容 ⑩ 当該申請に係る事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項 ⑪ 役員 の 氏 名、 生 年 月 日 及 び 住 所 	<p>○ 変更届受理通知</p> <p>【H30.10.1改正】</p> <p>【H30.10.1改正】</p> <p>【H30.10.1改正】</p> <p>【H30.10.1改正】</p>	<p>法第75条第1項施行規則第131条第1項第八号</p> <p>法第75条第2項</p>	

短期入所生活介護（共通）

（指定短期入所生活介護事業所・ユニット）共通事項

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価												
第7 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項	(1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、県に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	適・否 割引設定の有無 (/100)												
	(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	適・否												
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	適・否												
2 短期入所生活介護費及びユニット型短期入所生活介護費	別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生省告示第96号の九）に適合し、かつ、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生省告示第29号の一のイ・ロ）を満たすものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス基準第121条第1項の規定の適用を受けるものをいう。同条第2項及び同条第4項に規定する併設事業所を含む。）において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生省告示第96号の十）に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 なお、利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生労働省告示第27号の三に該当する場合は、同告示により減算しているか。	適・否 適・否 適・否												
	(夜勤体制による減算) ある月（暦月）において、基準に定める員数に満たない状態が、2日以上連続して発生した場合、又は4日以上発生した場合にその翌月の利用者全員について所定単位数が減算される。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度利用者</th> <th>介護・看護職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25人以下</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>26～60人</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>61～80人</td> <td>3人以上</td> </tr> <tr> <td>81～100人</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>101～125人</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	前年度利用者	介護・看護職員数	25人以下	1人以上	26～60人	2人以上	61～80人	3人以上	81～100人	4人以上	101～125人	5人以上	
前年度利用者	介護・看護職員数													
25人以下	1人以上													
26～60人	2人以上													
61～80人	3人以上													
81～100人	4人以上													
101～125人	5人以上													

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 割引の設定については、介護サービスの種類毎に「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率(〇〇%)を設定する。 割引設定をしている場合、事前に県に届け出をしているか。 本県では、全てのサービスについて、1単位＝10円である。 本県では、1円未満の端数は生じない。 <p>(定員超過利用による減算) 所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法第10条の4第1項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数までは減算は行われぬ。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。 <p>※併設事業所について 指定介護老人福祉施設の併設事業所の場合は、指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護の利用者数を合算した上で、職員の配置数の算定及び夜勤を行う介護職員又は看護職員の配置数を算定すること。したがって、例えば、前年度の平均入所者数70人の指定介護老人福祉施設に前年度の平均利用者数20人の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、併設型短期入所生活介護費(I)(3:1の人員配置に対応するもの)を算定するために必要な介護職員又は看護職員は合計で30人であり、必要な夜勤を行う職員数は4人であること。 なお、ユニット型同士が併設する場合は、指定介護老人福祉施設のユニット数と短期入所生活介護事業所のユニット数を合算した上で、夜勤職員の配置数を算定すること。例えば、3ユニットの指定介護老人福祉施設に、1ユニットの短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、2のユニットごとに夜勤職員を1人以上配置することが必要であることから、必要な夜勤職員数は2人であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護給付費請求書(控) ○ 介護給付費請求明細書(控) ○ 領収証(控) ○ サービス提供票 ○ 短期入所生活介護計画 ○ 実績記録 ○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(控) 	<p>法第53条第2項平12厚告第19号(以下「報酬告示」)の一平12老企39号</p> <p>報酬告示の二</p> <p>報酬告示の三</p> <p>報酬告示別表の8の注1平12老企第40号(以下「解釈」)第2の2(2)</p> <p>解釈第2の2(3)</p>	<p>報酬告示：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平12厚生省告示第19号）</p> <p>報酬解釈：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平12老企第40号）</p>

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
3 ユニットケア減算	<p>※併設事業所における看護職員配置について 必要な看護職員数の算定については、指定介護老人福祉施設と併設する短期入所生活介護事業所のそれぞれについて、区別して行う。 併設の指定短期入所生活介護事業所の定員が20人以上の場合には、短期入所生活介護事業所において看護職員を1名以上常勤で配置しなければならない。</p> <p>厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p>	有・無
4 共生型短期入所生活介護	併設型短期入所生活介護について、共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者（指定障害者支援施設が指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を行った場合は、所定単位数の100分の92に相当する単位数を算定する。	適・否
5 生活相談員配置等加算	<p>併設型短期入所生活介護について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、共生型短期入所生活介護費を算定している場合は、生活相談員配置等加算として、1日につき13単位を所定単位数に加算する。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の三十四の二） ・次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 生活相談員を一名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>また、ユニット型とユニット型以外が併設されている場合は、利用者の処遇に支障がなく（災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる等）、夜勤職員1人あたりの指定介護老人福祉施設の入所者数と短期入所生活介護事業所の利用者数の合計が20人以下である場合には、指定介護老人福祉施設と短期入所生活介護事業所の夜勤職員の兼務が認められるものであること。例えば、3ユニットで入居者数29人のユニット型指定介護老人福祉施設に、利用者数3人の多床室の短期入所生活介護事業所が併設されている場合は、必要な夜勤職員数は2人であること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 （平成27年厚生労働省告示第96号の十一） イ. 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ロ. ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>① 生活相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）は、常勤換算方法で1名以上配置する必要があるが、共生型短期入所生活介護の指定を受ける障害福祉制度における指定短期入所事業所（本体施設が障害者支援施設である併設事業所及び空床利用型事業所に限る。）に配置している従業者の中に、既に生活相談員の要件を満たす者がいる場合には、新たに配置する必要はなく、兼務しても差し支えない。 なお、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ生活相談員を配置している場合は、その曜日のみ加算の算定対象となる。</p> <p>② 地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや保育園等との交流会など）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入や活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参画」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</p> <p>③ なお、当該加算は、共生型短期入所生活介護の指定を受ける指定短期入所事業所においてのみ算定することができるものであること。</p>		報酬告示 別表の8の注2 解釈準用 （第2の5(4)）	
		報酬告示 別表の8の注3	
		報酬告示 別表の8の注4 解釈 第2の2(6)	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
<p>6 生活機能向上連携加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。次のいずれにも適合すること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の三十四の三）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同してアセスメント及び利用者の身体の状態等の評価をした上で、個別機能訓練計画を作成していること。 ロ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容等の見直し等を行っていること。 	<p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。</p> <p>この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。</p> <p>② ①の個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとする。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。</p> <p>③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>④ 個別機能訓練計画の進捗状況等について、3月ごとに1回以上、理学療法士等が指定短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。</p> <p>⑤ 各月における評価内容や目標の達成度合いについて、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、理学療法士等から必要な助言を得た上で、当該利用者のADL）及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや</p>		<p>報酬告示 別表の8の注5 解釈 第2の2(7)</p>	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
7 機能訓練指導員加算	<p>専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下、理学療法士等という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所においては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数）が100を超える指定短期入所生活介護事業所においては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p>	適 ・ 否
8 個別機能訓練加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の三十六）</p> <p>① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。 ② 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。 ③ 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ④ 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。</p>	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</p> <p>⑥ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。</p> <p>・ 当該加算は、専ら当該業務に従事する常勤の機能訓練指導員が配置されることがその要件であるため、併設の通所介護事業所の機能訓練指導員を兼務している者については、たとえ常勤の職員であったとしても加算の算定要件は満たさないことに留意すること。</p> <p>① 本加算は、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）が個別機能訓練計画に基づき、事業所を計画的又は期間を定めて利用する者に対して、計画的に行った個別機能訓練について算定する。</p> <p>② 本加算に係る機能訓練は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行うものであるため、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。</p>	<p>○ 組織表、施設体制表等 ○ 勤務表</p> <p>○ 個別機能訓練計画書 ○ 居宅訪問チェックシート</p>	<p>報酬告示 別表の8の注6</p> <p>解釈 第2の2(8)</p> <p>報酬告示 別表の8の注7</p> <p>解釈 第2の2(9)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し、これに基づいて行った個別機能訓練の効果、実施時間、実施方法等について評価等を行うこと。</p> <p>④ 本加算に係る機能訓練は、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。</p> <p>⑤ ④の目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。</p> <p>⑥ 本加算に係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された5人程度以下の小集団（個別対応含む。）に対して機能訓練指導員が直接行うこととし、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練とすること。実施時間については、個別機能訓練計画に定めた訓練内容の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定しているか。 また、生活機能の維持・向上のための訓練を効果的に実施するためには、計画的・継続的に行う必要があることから、おおむね週1回以上実施しているか。</p> <p>⑦ 個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行うこと。また、評価内容や目標の達成度合いについて、利用者を担当する介護支援専門員等に適宜報告・相談し、必要に応じて利用者又は家族の意向を確認の上、利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。</p> <p>⑧ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしているか。</p> <p>⑨ 機能訓練指導員の加算を算定している場合であっても、別途本加算に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても本加算を算定できるが、この場合にあつては、機能訓練指導員の加算に係る常勤専従の機能訓練指導員は、本加算に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に本加算に係る機能訓練指導員の配置が必要である。</p>			

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
9 看護体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅲ)イ又はロは算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅳ)イ又はロは算定しない。</p> <p>(1) 看護体制加算(Ⅰ) 4単位 (2) 看護体制加算(Ⅱ) 8単位 (3) 看護体制加算(Ⅲ)イ 12単位 (4) 看護体制加算(Ⅲ)ロ 6単位 (5) 看護体制加算(Ⅳ)イ 23単位 (6) 看護体制加算(Ⅳ)ロ 13単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 (平成27年厚労省告示第96号の十二)</p> <p>イ 看護体制加算(Ⅰ) (1) 常勤の看護師を1名以上配置していること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 看護体制加算(Ⅱ) (1) 空床利用の特別養護老人ホームでない場合、事業所の看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 (2) 空床利用の特別養護老人ホームである場合、当該特別養護老人ホームの看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準に規定する看護職員の数に1を加えた数以上であること。 (3) 事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 (4) イ(2)に該当するものであること。</p> <p>ハ 看護体制加算(Ⅲ)イ (1) 利用定員が29人以下であること。 (2) 指定短期入所生活介護事業所における算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の70以上であること。 (3) イ(1)及び(2)に該当するものであること。</p> <p>ニ 看護体制加算(Ⅲ)ロ (1) 利用定員が30人以上50人以下であること。 (2) ハ(2)及び(3)に該当するものであること。</p> <p>ホ 看護体制加算(Ⅳ)イ ・ ロ(1)から(3)まで並びにハ(1)及び(2)に該当するものであること。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について</p> <p>イ 併設事業所について 併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。 a 看護体制加算(Ⅰ)については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に1名以上の常勤の看護師の配置を行った場合に算定が可能である。 b 看護体制加算(Ⅱ)については、本体施設における看護職員の配置にかかわらず、看護職員の指定短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームの空床利用の場合を除く。）における勤務時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除した数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上となる場合に算定が可能である。</p> <p>ロ 特別養護老人ホームの空床利用について 特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、看護体制加算の算定は本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行うものとする。 a 看護体制加算(Ⅰ)については、本体施設に常勤の看護師を1名配置している場合は、空床利用の指定短期入所生活介護についても、算定が可能である。 b 看護体制加算(Ⅱ)については、指定介護老人福祉施設の入所者数と空床利用の指定短期入所生活介護の利用者数を合算した数が25又はその端数を増すごとに1以上、かつ、当該合算した数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要となる看護職員の数に1を加えた数以上の看護職員を配置している場合に算定可能となる。</p> <p>ハ なお、イロのいずれの場合であっても、看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を同時に算定することは可能であること。この場合にあっては、看護体制加算(Ⅰ)において加算の対象となる常勤の看護師についても、看護体制加算(Ⅱ)における看護職員の配置数の計算に含めることが可能である。</p> <p>② 看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)について</p> <p>イ 看護体制要件 ①を準用する。</p> <p>ロ 中重度者受入要件 a 看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の要介護3、要介護4又は要介護5である者の割合については、前年度（3月を除く。）又は届出日の属する月</p>		<p>報酬告示 別表の8の注8</p> <p>解釈 第2の2(10)</p>	

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
10 医療連携強化加算	<p>へ 看護体制加算(Ⅳ)ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロ(1)から(3)まで、ハ(2)及びニ(1)に該当するものであること。 <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣に定める状態にあるものに対して指定短期入所生活介護を行った場合は、医療連携強化加算として、1日につき58単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第96号の三十七)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)を算定していること。 ロ. 利用者の急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。 ハ. 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えて、あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。 	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとし、要支援者に関しては人員数には含まない。</p> <p>b 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> i 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとする。 ii 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。 <p>ハ 定員要件</p> <p>看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)の定員規模に係る要件は、併設事業所に関しては、短期入所生活介護のみの定員に着目して判断する。例えば、指定介護老人福祉施設の入所者数が50人、併設する短期入所生活介護の利用者が10人である場合、短期入所生活介護については29人以下の規模の単位数を算定する。</p> <p>なお、空床利用型の短期入所生活介護については、本体の指定介護老人福祉施設の定員規模で判断する。</p> <p>ニ なお、看護体制加算(Ⅲ)及び(Ⅳ)については、事業所を利用する利用者全員に算定することができること。また、看護体制加算(Ⅲ)及び看護体制加算(Ⅳ)を同時に算定することは可能であること。</p> <p>① 本加算は、急変の予測や早期発見等のために看護職員による定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない等の場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、県知事に届け出た事業所において、利用者等告示に定める状態にある利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合に、当該利用者について加算する。</p> <p>② 看護職員による定期的な巡視とは、急変の予測や早期発見等のために行うものであり、おおむね1日3回以上の頻度で当該利用者のもとを訪れてバイタルサインや状態変化の有無を確認するものである。</p> <p>ただし、巡視の頻度については、利用者の状態に応じて適宜増加させるべきものである。</p>		報酬告示 別表の8の注9 解釈 第2の2(11)	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
11 夜勤職員配置加算	<p>二. 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。</p> <p>※厚生労働大臣が定める状態（平成27年利用者等告示の二十）</p> <p>イ. 喀痰吸引を実施している状態 ロ. 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ. 中心静脈注射を実施している状態 ニ. 人工腎臓を実施している状態 ホ. 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ヘ. 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ト. 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 チ. 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ. 気管切開が行われている状態</p> <p>別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、共生型短期入所生活介護を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) 13単位 (2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) 18単位 (3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ) 15単位 (4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ) 20単位</p> <p>※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年厚生労働省告示第29号の一のハ）</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算(Ⅰ) (一) 短期入所生活介護費を算定していること。 (二) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置していること。 ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数以上であること。 a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の100分の15以上の数設置していること。 b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</p> <p>(2) 夜勤職員配置加算(Ⅱ) (一) ユニット型短期入所生活介護費を算定していること。 (二) 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>③ 本加算を算定する事業所においては、あらかじめ協力医療機関を定め、当該医療機関との間に、利用者に急変等が発生した場合の対応についての取り決めを行っていないとしない。また、当該取り決めの内容については、提供開始時に利用者に説明し、主治の医師との連携方法や搬送方法も含め、急変が生じた場合の対応について同意を得ておかななければならない。当該同意については、文書で記録すべきものであること。</p> <p>④ 本加算を算定できる利用者は、次のいずれかに該当する者であること。なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態（利用者等告示第20号のイからリまで）を記載することとするが、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</p> <p>① 指定介護老人福祉施設の併設事業所である場合又は特別養護老人ホームの空床において指定短期入所生活介護を行う場合にあっては、指定短期入所生活介護の利用者数と本体施設である指定介護老人福祉施設の入所者数を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要なとなる夜勤職員の数を1以上（利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100分の15以上の数設置し、かつ、見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われている場合は、10分の9以上）上回って配置した場合に、加算を行う。</p> <p>② 夜勤職員基準第1号ハの「見守り機器」は、利用者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知できるセンサー及び当該センサーから得られた情報を外部通信機能により職員に通報できる機器であり、利用者の見守りに資するものとする。また、「見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会」は、3月に1回以上行うこととする。</p>		報酬告示 別表の8の注10 解釈 第2の2(12)②④	

短期入所生活介護（共通）

主眼事項	着眼点	自己評価
	<p>数に1を加えた数以上の数の介護職員又は看護職員を配置していること。</p> <p>ただし、次に掲げる要件のいずれにも適合している場合は、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に10分の9を加えた数以上であること。</p> <p>a 利用者の動向を検知できる見守り機器を、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の数の100分の15以上の数設置していること。</p> <p>b 見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。</p> <p>(3) 夜勤職員配置加算(Ⅲ)</p> <p>(二) (1)(一)及び(二)に該当するものであること 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は次のいずれかに該当する職員を1人以上配置していること。</p> <p>a 介護福祉士であって、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為のうちいずれかの行為に係る実地研修を修了している者</p> <p>b 特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第5項に規定する特定登録証の交付を受けている者</p> <p>c 新特定登録者であって、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第13条第11項において準用する同条第5項に規定する新特定登録証の交付を受けている者</p> <p>d 社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者</p> <p>(三) (二) a、b又はcに該当する職員を配置する場合にあっては喫煙吸引等業務の登録を、(二) dに該当する職員を配置する場合にあっては特定行為業務の登録を受けていること。</p> <p>(4) 夜勤職員配置加算(Ⅳ)</p> <p>(一) (2)(一)及び(二)に該当するものであること。</p> <p>(二) (3)(二)及び(三)に該当するものであること。</p>	
12 認知症行動・心理症状緊急対応加算	<p>医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p>	適・否
13 若年性認知症利用者受入加算	<p>受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして、県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できる。 		報酬告示 別表の8の注11 解釈 第2の2(13)	
<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 		報酬告示 別表の8の注12 解釈 第2の2(14)	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
14 送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。	適 ・ 否
15 緊急短期入所受入加算	別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日）を限度として、1日につき90単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。 ※別に厚生労働大臣が定める者 （平成27年厚生労働省告示第94号の二十一） ・利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者	適 ・ 否
16 療養食加算	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を加算しているか。 イ. 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。 ロ. 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。 ハ. 食事の提供が、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定短期入所生活介護事業所において行われていること。	適 ・ 否
17 在宅中重度者受入加算	指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。 イ 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） 421単位	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 本加算は、緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ加算する。</p> <p>② 「緊急利用者」とは、やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、居宅サービス計画において当該日に利用することが計画されていない者をいう。なお、新規の利用者に限られるものではなく、既に事業所で本加算の算定実績のある利用者も算定対象となる。</p> <p>③ あらかじめ、介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めているか。ただし、やむを得ない事情により、事後に介護支援専門員により当該サービス提供が必要であったと判断された場合には、加算の算定は可能である。</p> <p>④ 本加算の算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。ただし、やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算の算定は可能である。</p> <p>※厚生労働大臣が定める療養食 （平成27年厚生労働省告示第94号の二十三） 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食</p> <p>・ 当該加算は、入所者の病状等に応じて、医師より入所者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づいて算定しているか。</p> <p>・ 療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。</p> <p>・ 健康上の管理等に関する医師の指示は、事業所の配置医師が行うものとする。また、必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所が負担する。なお、医薬品等が、医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。</p> <p>・ 事業所は、本加算に係る業務について訪問看護事業所と委託契約を締結し、利用者の健康上の管理等の実施に必要な費用を訪問看護事業所に支払うこと。</p>	<p>○療養食献立表</p> <p>○委託契約書</p>	<p>報酬告示 別表の8の注13</p> <p>報酬告示 別表の8の注15</p> <p>解釈 第2の2(17)</p> <p>報酬告示 別表の8の八注</p> <p>解釈 第2の2(15)</p> <p>報酬告示 別表の8の二注</p> <p>解釈 第2の2(16)</p>	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
18 認知症専門ケア加算	<p>□ 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。） 417単位</p> <p>ハ 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合 413単位</p> <p>ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の四十二）</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） （1）事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから、介護を必要とする認知症の対象者の占める割合が2分の1以上であること。 （2）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 （3）事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） （1）イの基準のいずれにも適合すること。 （2）認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 （3）事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p> <p>※別に厚生労働大臣が定める者 （平成27年厚生労働省告示第94号の二十三の二） 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p>	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>① 「日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」とは、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者を指すものとする。</p> <p>② 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合が1/2以上の算定方法は、算定日が属する月の前3月間の利用者実人員数又は利用延人員数（要支援者を含む）の平均で算定すること。また、届出を行った月以降においても、直近3月間の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合につき、毎月継続的に所定の割合以上であることが必要である。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければならない。</p> <p>③ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者（認知症介護実践者等養成事業実施要綱（平成21年3月26日老発第0326003号。以下「要綱」という。）4（1）③イに掲げる者）に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。</p> <p>④ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成31年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者（要綱4（5）③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者）に該当する者であって、かつ、平成30年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。</p>		報酬告示 別表の8のホ注 解釈 第2の2(18)	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
19 連続した利用	<p>(1) 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費を算定していないか。</p> <p>(2) 連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、1日につき30単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>
20 サービス提供体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定短期入所生活事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ 12単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 6単位</p> <p>(4) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位</p>	<p>加算の有無</p> <p>有 ・ 無</p> <p>適 ・ 否</p>

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
<p>⑤ 併設事業所及び特別養護老人ホームの空床利用について</p> <p>併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である指定介護老人福祉施設と一体的に行うものとする。具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数（特別養護老人ホームの空床を利用して指定短期入所生活介護を行う場合にあつては、当該指定短期入所生活介護の対象者の数）を合算した数が20人未満である場合にあつては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあつては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の③又は④に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となる。</p> <p>基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるための様々な支援を評価する初期加算相当分を評価している。</p> <p>こうしたことから、居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 （平成27年厚生労働省告示第95号の三十八）</p> <p>イ. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ</p> <p>① 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上</p> <p>② 通所介護等算定方法第3号に規定する基準のいずれにも該当しない。</p> <p>ロ. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ</p> <p>① 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上</p> <p>② イ②に該当するもの</p> <p>ハ. サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>① 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上</p>		<p>報酬告示 別表の8の注17</p> <p>報酬告示 別表の8の注18</p> <p>解釈 第2の2(19)</p> <p>報酬告示 別表の8のへ注 解釈 第2の2(20)</p>	

短期入所生活介護（共通）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
21 介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和3年（平成33年）3月31日までの間（(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定めるまでの間）</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 短期入所生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 短期入所生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 短期入所生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数</p>	適・否	<p>② イ②に該当するもの ニ. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ① 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上 ② イ②に該当するもの</p> <p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号の三十九)</p> <ul style="list-style-type: none"> 加算を取得しようとする介護サービス事業者等は、加算を取得する年度の前年度の2月末日までに、介護サービス事業所等ごとに、当該介護サービス事業所等の所在する都道府県知事等に提出するものとする。 介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合は、一括して都道府県知事等に届け出ることができる。 年度の途中で加算を取得しようとする介護サービス事業者は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに、都道府県知事等に提出するものとする。 	<p>○介護職員処遇改善計画書 ○実績報告書 ○研修計画書</p>	<p>報酬告示 別表の8のト</p> <p>別途通知 「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	
22 介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定短期入所介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 短期入所生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 短期入所生活介護費及び各加算により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	適・否	<p>※厚生労働大臣が定める基準 (平成27年厚生労働省告示第95号の三十九の二)</p>		<p>報酬告示 別表の8のチ</p> <p>別途通知 「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p>	